

様

新居浜市監査委員 田 中 洋 次
新居浜市監査委員 柿 並 哲 也
新居浜市監査委員 山 本 健十郎

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、平成 29 年 8 月 2 日から同年 10 月 11 日までの間に実施した定期監査について、同条第 9 項の規定による監査結果に関する報告並びに同条第 12 項の規定による措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

- 1 監査の基本方針 公正で合理的かつ能率的な市の行政運営を確保するため、事務事業が効率的、効果的に行われたかに重きをおいた監査を実施した。
- 2 監査の対象 市民部・環境部・建設部
- 3 監査の範囲 平成 28 年度に実施した事務事業全般
- 4 監査を実施した委員 田中 洋次・柿並 哲也・山本 健十郎
- 5 監査の方法 関係部局等から関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。
- 6 監査の結果 平成 28 年度に実施した事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。
今後においても、さらに適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、市民福祉の増進のため、なお一層の努力をされたい。
なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答（措置を講じた場合）は、次のとおりである。

市 民 部

1 市民部の主な事務事業

(1) 地域コミュニティ課

- ア 市民活動の推進に関する事。
- イ コミュニティの振興に関する事。
- ウ 自治会に関する事。
- エ 協働の推進に関する事。
- オ 国際化に関する事。
- カ 計量に関する事。
- キ 市民相談に関する事。
- ク 消費生活センターに関する事。

(2) 防災安全課

- ア 危機管理に関する施策の総合企画及び調整に関する事。
- イ 地域防災計画に関する事。
- ウ 災害対策本部に関する事。
- エ 自主防災組織に関する事。
- オ 国民保護計画に関する事。
- カ 地域の防犯活動等の推進に関する事。
- キ 交通安全思想の普及に関する事。

(3) 人権擁護課

- ア 人権擁護に関する事。
- イ 住宅新築資金等貸付事業に関する事。
- ウ 人権問題の調査及び指導に関する事。
- エ 人権教育の計画、運営及び指導に関する事。
- オ 地域改善対策奨学金事務に関する事。

(4) 男女共同参画課

- ア 男女共同参画施策の総合企画、調整及び調査に関する事。
- イ 男女共同参画施策の推進に関する事。
- ウ 男女平等の意識啓発に関する事。
- エ 女性団体の育成に関する事。
- オ 女性センター及び働く婦人の家に関する事。
- カ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する事。

(5) 市民課

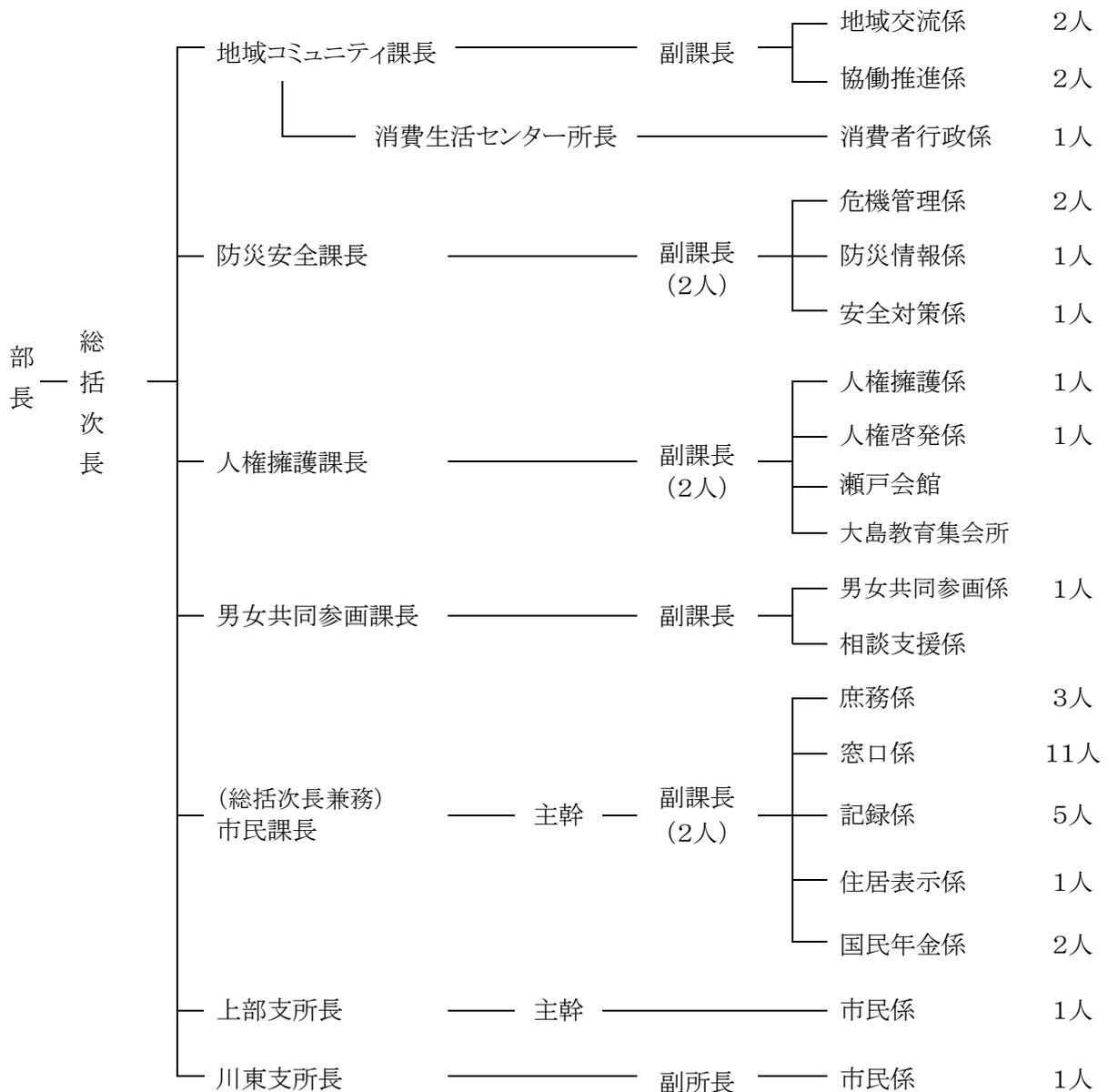
- ア 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録等の諸届並びに証明に関する事。
- イ 自動車臨時運行の許可に関する事。

- ウ 人口動態の調査に関すること。
- エ 在留関連事務及び特別永住許可事務に関すること。
- オ 住居表示に関すること。
- カ 国民年金の普及及び広報に関すること。
- キ 船員法の事務に関すること。
- ク 一般旅券の発給申請受理及び交付等に関すること。

(6) 上部支所・川東支所

- ア 庁舎及び庁舎敷地の維持管理
- イ 市税、国民健康保険料、使用料、手数料その他の収入金の収納事務
- ウ 戸籍の届書の受付並びに住民基本台帳及び印鑑に関する諸届の受理
- エ 住民票の写し、戸籍に関する証明、印鑑証明等諸証明の発行

2 職員の配置状況 56人（平成29年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



3 平成28年度に実施した主な事業

(1) まちづくり協働オフィス事業費

まちづくり協働オフィス事業について、協議会方式での運営を目指し、移行期間として市直営で運営した。「にないて会議」において議論を重ねるとともに、市民活動交流会等を開催し、分野別ネットワークの構築や団体同士の交流推進を図った。また、登録団体に対しオフィス利用満足度調査アンケートを実施し、自主運営に向けた課題把握に努めた。

利用登録団体数：263団体 利用者数：延べ5,831人

<事業費> 7,771,724円

(2) 家具転倒防止等推進費

地震による被害から市民の身を少しでも多く守るため、65歳以上のみの高齢世帯及び身体障害者手帳等所持者を対象に、家具転倒防止のための家具固定器具取付け及びガラス飛散防止フィルム貼付けに係る費用の助成を行った。

家具固定器具取付け：54件

ガラス飛散防止フィルム貼付け：43件

<事業費> 621,382円

(3) 男女共同参画推進費

男女がいきいきと活動できる男女共同参画社会の構築のため、男女共同参画計画のより一層の推進を図った。また、男女共同参画推進条例に基づき、女性の社会参画への意識改革を進めた。なお、継続して推進することが必要である。

<事業費> 2,155,335円

4 使用料、手数料の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
自動販売機設置使用料 (自治会館)	89,860	89,860	0
女性総合センター使用料	2,040,707	2,040,707	0
自動販売機設置使用料等 (女性センター)	240,281	240,281	0
戸籍謄・抄本手数料	18,744,950	18,744,950	0
住民基本台帳手数料	17,908,500	17,908,500	0
印鑑証明手数料	9,768,000	9,768,000	0
印鑑登録手数料	1,044,000	1,044,000	0
その他証明手数料	471,300	471,300	0
個人番号カード等再交付手数料	487,300	487,300	0
自動車臨時運行許可手数料	196,500	196,500	0
船員手帳交付等手数料	58,500	58,500	0
計量検査手数料	120,290	120,290	0

5 指摘事項及び回答内容（回答は平成29年9月23日付け）

(1) コミュニティ活性化事業について

コミュニティ活性化事業交付金を活用し、公民館等で各種事業を実施しているが、公民館は行政財産であり、施設に改変を加えて行う事業については事前に設置者と調整が必要である。しかし、事前協議が十分なされていない事例が見受けられるため、今後においては、事業実施者に対して、事前協議を十分行うよう適切に指導されたい。

(地域コミュニティ課)

<回答>

コミュニティ活性化事業交付金を活用した事業につきましては、事業着手前に校区連合自治会等の事業の実施団体から提出される事業計画の確認並びにヒアリング等の実施により、事業内容の掌握に努め、関係者等との事前協議が適正になされるように指導を強化してまいります。

(2) 時間外勤務等命令書について

時間外勤務等命令書の一部について、時間外勤務システムへの入力漏れにより支給額の過少払いが生じている。内容を確認のうえ改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適切な事務処理をされたい。

(防災安全課)

<回答>

ご指摘の内容は、平成28年4月分の時間外勤務に伴うものであり、誤りを確認のうえ、平成29年10月支払い分において追加支給による是正措置を行いました。なお、ご指摘以降、課長が時間外システム入力後に「時間外勤務手当等集計表」と「時間外勤務等命令書」を再度確認のうえ押印するようチェック体制を強化しました。

(3) 自治会への加入促進について

地域コミュニティの再生は市政の大きな柱の一つであるが、それを支える原点とも言うべき自治会への加入率は、平成20年1月の70.9%から平成29年1月の64.5%まで低下してきた。この間、行政及び連合自治会、単位自治会等が一体となって種々対策を講じてきたが、成果は十分表れていない。自治会加入率の低下は全国的に共通した傾向であり、これに歯止めをかけることは容易ではないが、防災・防犯や環境美化、行政情報の周知等地域における良好で心豊かな日常生活を維持していくため、可能な限り多くの市民が自治会に加入し、それぞれの事情に応じて活動に参画することが望まれる。

自治会活動は住民自治を基本とするものではあるが、行政執行におけるその重要性を鑑み、連合自治会、単位自治会等と一致協力して、加入率低下の要因となっている個々の課題と具体的な対策及び実効性の高い行政支援策等を原点に立ち返って取りまとめ、実施するとともに、加入を促す種々の広報活動を継続的に実施されたい。

(地域コミュニティ課)

<回答>

市民ニーズの多様化の中、生活に密着した地域課題の解決に向けた各種の事業の増加など、自治会が担う役割の拡大による負担の増大が、自治会加入率の低下や自治会役員の担い手不足などの要因のひとつに挙げられます。

このようなことから連帯意識の希薄化や高齢世帯の増加など各自治会が直面している課題について、連合自治会等を通じて現状の把握に努め、良好な地域コミュニティを継続的に支える仕組みづくりの視点から、連合自治会等と協働で、地域の特性を踏まえた効果的な支援策を検討するとともに、自治会の加入促進に向けての広報活動の強化と地域内の各種団体等との連携などによる自治会組織の機能充実に努めてまいります。

(4) 住宅新築資金等貸付金の時効管理等について

平成28年度においては、初めて住宅新築資金等貸付金の滞納債権2件の不納欠損処分を行っている。そのうちの1件については、時効の援用によるものであるが、これは過去に厳格な時効管理が行われていなかったことに起因している。言うまでもなく、債権管理を行う上で時効管理は非常に重要であることから、債務承認等による時効中断措置が必要である債務者等に対しては、状況に応じて納付誓約書や債務承認書等を速やかに提出してもらうよう取組を強化されたい。

また、悪質滞納者等に対する法的措置についても、更にスピード感をもって取組を進められたい。

(人権擁護課)

<回答>

住宅新築資金等貸付金の時効管理につきましては、過去1年間以上入金が無い債務者を対象とした実態調査結果に基づいて臨戸訪問・納付指導を行い、必要に応じて債務者本人や相続人などから納付誓約書等の提出を求めてきました。

今後におきましては、負担の公平性を確保する観点からも、時効の援用等による債権の消滅を防ぐため、対象となる債務者本人や相続人などに対する納付交渉を積極的に行い、状況に応じて時効の中断措置も講じてまいります。

さらに顧問弁護士や債権管理対策室の助言や支援を受けながら、特に悪質滞納者に対しては法的措置についての取組も進めることにより、未収金の回収と適正な債権管理を行ってまいります。

(5) 審議会等への女性の参画状況について

法律により設置されている委員会や審議会及び本市で自主的に設置している審議会等のいずれについても、委員等への女性の登用はここ10年程度ほぼ横ばいの状況が続いており、平成29年4月における女性の割合は29.4%に止まっている。これは、女性の参画促進に対する一定の達成感があること及び委員等の候補となり得る女性の裾野拡大が十分進んでいないところに原因があるのではないかとと思われる。

審議会等の女性参画比率50%の目標達成に向け、個々の委員会、審議会等の委員等選任に際しては、関係者に対し女性比率改善のため一層の努力を促すとともに、女性の参画を促進する新しい施策導入について積極的に検討、実施されたい。

(男女共同参画課)

<回答>

審議会等委員の候補となりうる女性の裾野拡大に向け、様々な機会をとらえ、女性が参画しないことで不利益が生じる可能性があることなどを伝え、どちらかの性に極端に偏った会にならないよう促してまいります。

他市の事例も参考に、新規に審議会等を設置する際に必ず1名以上は女性となるよう事前に担当課と協議することや託児対応、開催時間の工夫などについても検討をお願いしてまいります。

環 境 部

1 環境部の主な事務事業

(1) 環境保全課

- ア 環境に関する施策の総合企画及び調整に関すること。
- イ 市民環境活動の促進に関すること。
- ウ 墓地に関すること。
- エ 犬の登録、野犬対策並びにねずみ族及び昆虫の駆除に関すること。
- オ し尿の収集に関すること。
- カ 浄化槽設置整備事業補助金に関すること。
- キ 公営葬儀及び火葬場に関すること。
- ク 一般廃棄物（し尿）処理業及び浄化槽清掃業の許可並びに指導監督に関すること。
- ケ 省エネルギー設備及び新エネルギー設備の導入支援に関すること。

(2) ごみ減量課

- ア 一般廃棄物処理計画に関すること。
- イ ごみの分別収集に関すること。
- ウ ごみの減量及びリサイクル推進に関すること。
- エ 一般廃棄物（ごみ）処理業の許可並びに指導監督に関すること。
- オ まち美化の推進に関すること。
- カ 産業廃棄物（市長が定めたものに限る。）の指導及び調査に関すること。

(3) 環境施設課

- ア 一般廃棄物処理施設の整備に関すること。
- イ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関すること。

(4) 下水道管理課

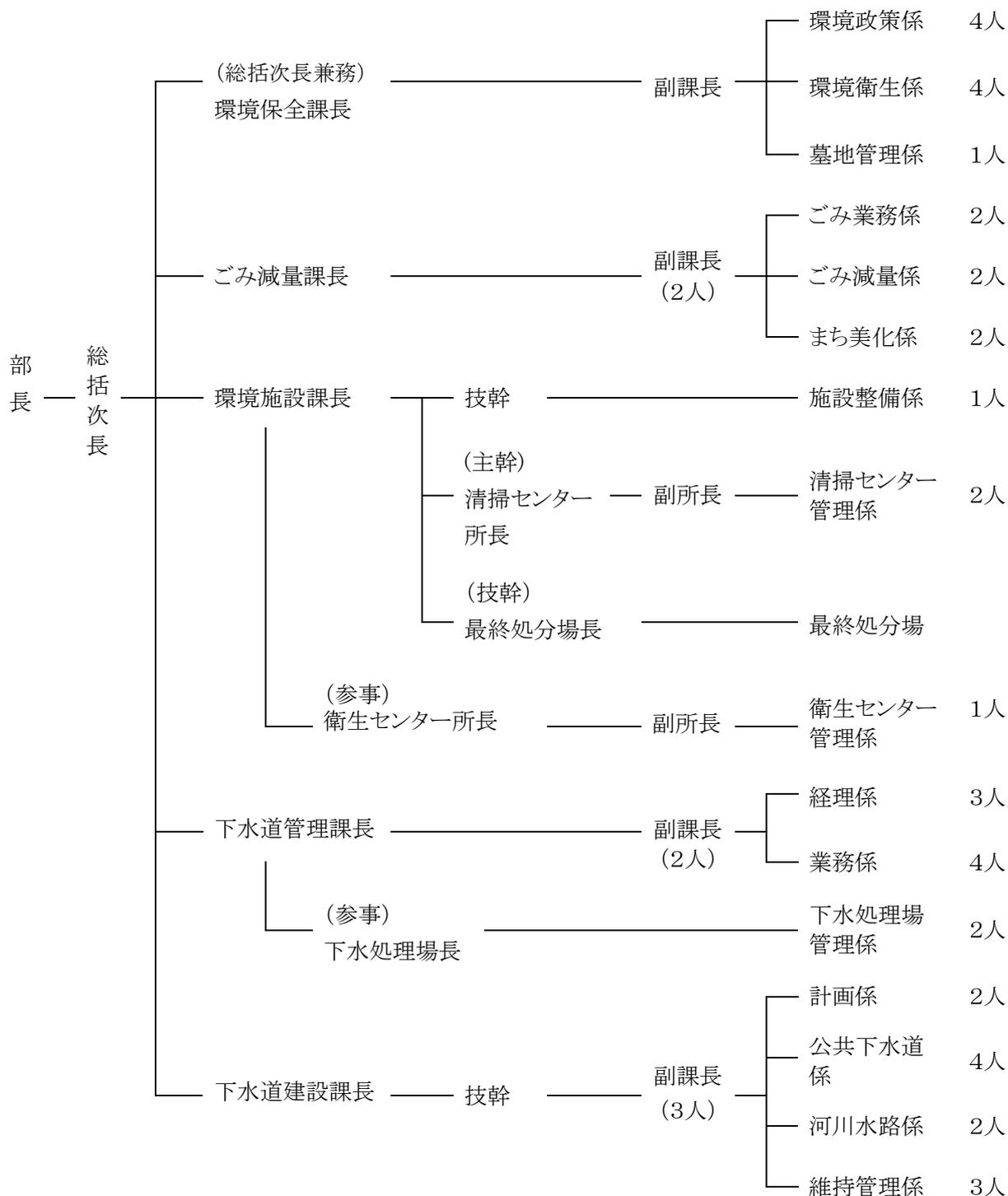
- ア 公共下水道の使用促進及び水洗化相談に関すること。
- イ 下水道事業受益者負担金及び下水道事業区域外流入分担金、下水道使用料の賦課徴収に関すること。
- ウ 排水設備（除害施設を除く。）工事の審査確認及び完了検査に関すること。
- エ 指定工事店及び責任技術者に関すること。
- オ 水洗便所改造資金の融資のあっせん及び利子補給に関すること。
- カ 下水道事業の経営に関すること。
- キ 下水処理場に関すること。

(5) 下水道建設課

- ア 下水道計画の策定に関すること。
- イ 公共下水道、都市下水路及び一般下水路に関すること。
- ウ 排水ポンプ場及び排水樋門に関すること。

- エ 市管理河川に関すること。
- オ 県管理河川及び国土交通省所管海岸の連絡に関すること。
- カ 市有土地（水面）使用に関すること。

2 職員の配置状況 61人（平成29年4月1日現在）



3 平成28年度に実施した主な事業

(1) 環境活動促進費

行政、市民の協働による環境保全活動の促進のため、新居浜市地球高温化対策地域協議会活動事業、環境家計簿普及などの環境活動推進事業、自然観察会の開催などの自然共生事業、みどりのカーテン事業、渦井川水系環境保全活動事業補助、エコして得するポイント事業等を実施した。

<事業費> 2,560,995円

(2) ごみ減量化推進費

ごみ減量推進を目的に、生ごみ処理容器等普及啓発、レジ袋の削減推進を実施することにより、3R（リデュース、リユース、リサイクル）推進によるごみの減量を図った。事業者、市民団体との協定により平成21年6月1日からレジ袋の無料配布中止を開始し、平成26年3月1日からは市内大手スーパー全店舗で実施している。平成28年度のマイバッグ持参率は79.9%となっている。

<事業費> 2,201,320円

(3) ごみ分別収集充実費

リサイクルの推進等を目的に、平成21年10月からプラスチック製容器包装収集、びんの色別収集など、新9種分別を実施し、平成28年10月から布類を新たに区分した。古紙類2,001トン、ペットボトル202トン等をリサイクルし、リサイクル率は16.3%であった。

また、庁舎1階や上部支所等に衣類の回収ボックスを設置し、28トンの布類をリサイクルした。

<事業費> 294,890,054円

(4) 清掃センター施設整備事業

焼却施設基幹的設備改良工事のほか、設備の定期点検整備等を実施した。適正で安定的なごみ処理を行うことができ、二酸化炭素排出量の削減、地球温暖化防止にも貢献できた。

<事業費> 1,027,431,140円

(5) 衛生センター施設整備事業

安定したし尿処理設備機器の運転を行うため、点検整備事業で定期的な点検、部品交換、給油等を実施した。また、老朽化してきた設備の修繕整備を行い、施設の延命化を図った。

<事業費> 47,293,200円

(6) 汚水処理施設共同整備事業

汚水処理施設共同整備事業（MICS）の導入に向けた基本計画を策定した。その結果、下水処理場に受入施設を建設することにより、し尿、浄化槽汚泥を既設汚泥処理施設で共同処理できることが明らかとなった。

<事業費> 10,000,000円

(7) 企業会計導入事業

下水道事業の経営健全化を目的として、総務省から平成32年4月までに公営企業会計を導入することとされているため、導入支援研修等を実施し、固定資産調査及び評価等業務、企業会計システム導入業務等の移行事務を進めている。

<事業費> 15,600,000円

(8) 終末処理場改築事業

下水処理場は、供用開始後36年が経過し、設備機器の耐用年数を超えており、老朽化した施設の機能回復を図るため、国の交付金事業として計画的・段階的に現有施設の改築更新を実施し、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図っている。平成28年度は汚水ポンプ設備改築工事、耐震診断調査等を実施した。

<事業費> 110,630,000円(繰越分含む。)

(9) 管渠等建設事業、単独下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、浸水被害の解消を目的に、公共下水道の主要管渠及び公共下水道の面整備(単独下水道事業)を行った。

<事業費> 管渠等建設事業 790,517,000円(繰越分含む。)

単独下水道事業 842,370,000円(繰越分含む。)

4 使用料、手数料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分		調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	
一 般 会 計	葬祭施設使用料	334,000	334,000	0	0	
	葬具使用料	4,951,340	4,951,340	0	0	
	自動販売機等設置使用料(斎場)	283,544	283,544	0	0	
	畜犬登録手数料	3,394,630	3,394,630	0	0	
	し尿処理手数料	9,332,370	9,311,224	0	21,146	
	ごみ処理手数料(ごみ減量課)	353,000	353,000	0	0	
	ごみ処理手数料(清掃センター)	116,325,030	116,325,030	0	0	
	自動販売機設置使用料 (清掃センター)	251,975	251,975	0	0	
	衛生センター手数料	3,032,150	3,032,150	0	0	
	自動販売機設置使用料 (衛生センター)	54,451	54,451	0	0	
特 別 会 計	平尾 墓園	墓園使用料	16,989,000	16,989,000	0	0
		管理手数料	798,000	798,000	0	0
	公 共 下 水 道	受益者負担金	41,406,200	40,306,000	3,100	1,097,100
		区域外流入分担金	9,231,200	9,231,200	0	0
		下水道使用料	1,433,883,165	1,408,791,764	5,812,789	19,278,612
		下水管理敷地使用料	43,770	43,770	0	0
		督促手数料	1,302,600	1,302,600	0	0
登録及び試験手数料	13,500	13,500	0	0		

5 指摘事項及び回答内容（回答は平成29年10月25日付け）

（1）ごみ処理手数料収納業務について

清掃センターのごみ処理手数料収納業務については、平成28年10月1日契約から「清掃センターごみ焼却・破碎処理に関する運転業務並びに維持保守業務」の委託先事業者が行うこととなったが、その契約書及び仕様書等では公金管理業務におけるチェック体制等の詳細が示されていない。委託先事業者及び市の担当者の異動等により公金管理体制に支障が生じることはないよう、詳細な手順書等を作成し、双方で定期的に確認、見直しをされたい。

（環境施設課（清掃センター））

<回答>

次回契約時には、公金管理業務におけるチェック体制等について契約書、仕様書に明記いたします。

また、ごみ処理手数料の収納業務に関する公金マニュアル及び取扱フローにつきましては、受託業者から提出させ、審査、決裁後運用いたしておりますが、定期的に確認、見直しをまいります。

（2）斎場の施設改修について

昭和59年4月の供用開始以来34年が経過している斎場については、可能な限りの維持修繕に努めながら管理運営を行っているとのことであるが、施設の老朽化対策が課題となっている。特に火葬炉については、火葬時の炉内調整は手動で行っている状況であり、平成28年度の当施設での火葬件数は1,600件を超えており、今後も被葬者数は増加することが見込まれている。

こうしたことから、希望日に火葬ができない場合が多くなるなど、将来的に火葬炉数が不足することが懸念されるため、1日に複数回使用できる炉への更新や炉の大型化への対応等は不可欠であると思われる。現在、具体的な改修方針を検討しているとのことであるが、今後とも安定的な火葬が実施できるよう、火葬炉設備のみならず当施設全体の利便性の向上につながる総合的な施設改修の早期実現に努められたい。

（環境保全課）

<回答>

斎場の施設改修につきましては、既存の建屋を使用する「大規模改修」とし、現行業務に支障をきたさないよう、計画の具体化を進めています。

火葬棟部分については、20年後にピークが予想される、年間火葬数2,200件、1日最大14件に対応できるよう、現行の8炉全てを1日複数回火葬が可能で、近年の高身長化にも対応できる大型炉に更新する予定です。また、中央制御による炉内調整により、安全で負担の少ない火葬を目指します。

併せて、待合棟部分及び外構設備についても、利用しやすい施設となるよう改修を計画していきます。

（3）下水道事業の見直し策定について

下水道事業は平成31年度以降公営企業会計へ移行するが、移行後は新たに作成される財務諸表などによって、毎年度の事業収支や財務の健全性が明白になり、事業の経営的側面がより一層重視されることになる。本市の下水道事業は平成28年度の一般会計繰入金が17

億7千7百万円に達し、市財政の大きな負担となっており、会計制度移行後事業収支がどう推移するか憂慮される。

中長期的な視点に立った効率性の高い事業経営が強く求められるところであり、事業を取り巻く近年の状況変化を考慮の上、事業の見通しを種々の角度から試算し、中長期事業計画をできるだけ早期に策定するとともに、水道事業との業務統合効果の追求等効率化を実現するための具体的対策を検討、実施し、事業収支の改善に努められたい。

(下水道管理課)

<回答>

公共下水道事業については、中長期的に公共下水道事業を取り巻く社会情勢を見ると、人口減少や節水型社会の進展など、さらに厳しい状況になっていくことが考えられ、総務省からも平成32年度までに地方公営企業法の適用及び中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請されている。本市では、平成31年度適用を目標に、固定資産調査及び評価、財務会計システムの構築、執行体制の検討、人材の育成等の準備を行っています。

公営企業会計移行後の事業収支については、地方公営企業法適用に向けての準備結果から得られる財務諸表等を活用し、経営戦略策定の中で、安定して継続できる公共下水道事業に向けて、企業の経済性を発揮するとともに本来の目的である公共の福祉を増進するよう、検討を進めていきます。

移行後においては、まずは安定した地方公営企業法の適用を第一に考えつつ、その中でも事業収支の改善に向けて、より具体策を持ち具現化できる中長期的な計画を策定し、効率的な経営ができるように検討していきます。

建設部

1 建設部の主な事務事業

(1) 都市計画課

- ア 都市計画に関すること。
- イ 国土利用計画及び国土利用計画法に基づく調査、指導及び進達に関すること。
- ウ 駐車場法に関すること。
- エ 崖崩れ防災対策に関すること。
- オ 都市景観に関すること。
- カ 都市公園等に関すること。
- キ 新居浜駅前駐車場等及び新居浜駅前駐輪場等に関すること。
- ク 屋外広告物に関すること。
- ケ 土地区画整理事業に関すること。
- コ 新居浜駅周辺整備に関すること。

(2) 国土調査課

- ア 地籍調査の計画実施に関すること。
- イ 地籍調査の成果に関すること。

(3) 道路課

- ア 道路及び橋りょうの調査計画に関すること。
- イ 都市計画道路事業に関すること。
- ウ 地方道事業及び県費補助事業に関すること。
- エ 道路の改良及び修繕補修に関すること。
- オ 交通安全施設に関すること。
- カ 市道の維持管理に関すること。
- キ 道路災害復旧事業に関すること。
- ク 市道占用許可に関すること。

(4) 用地課

- ア 用地の取得（借地を除く。）及び借受けに関すること。
- イ 地上物件その他の補償に関すること。
- ウ 取得物件の登記に関すること。
- エ 地価公示に関すること。

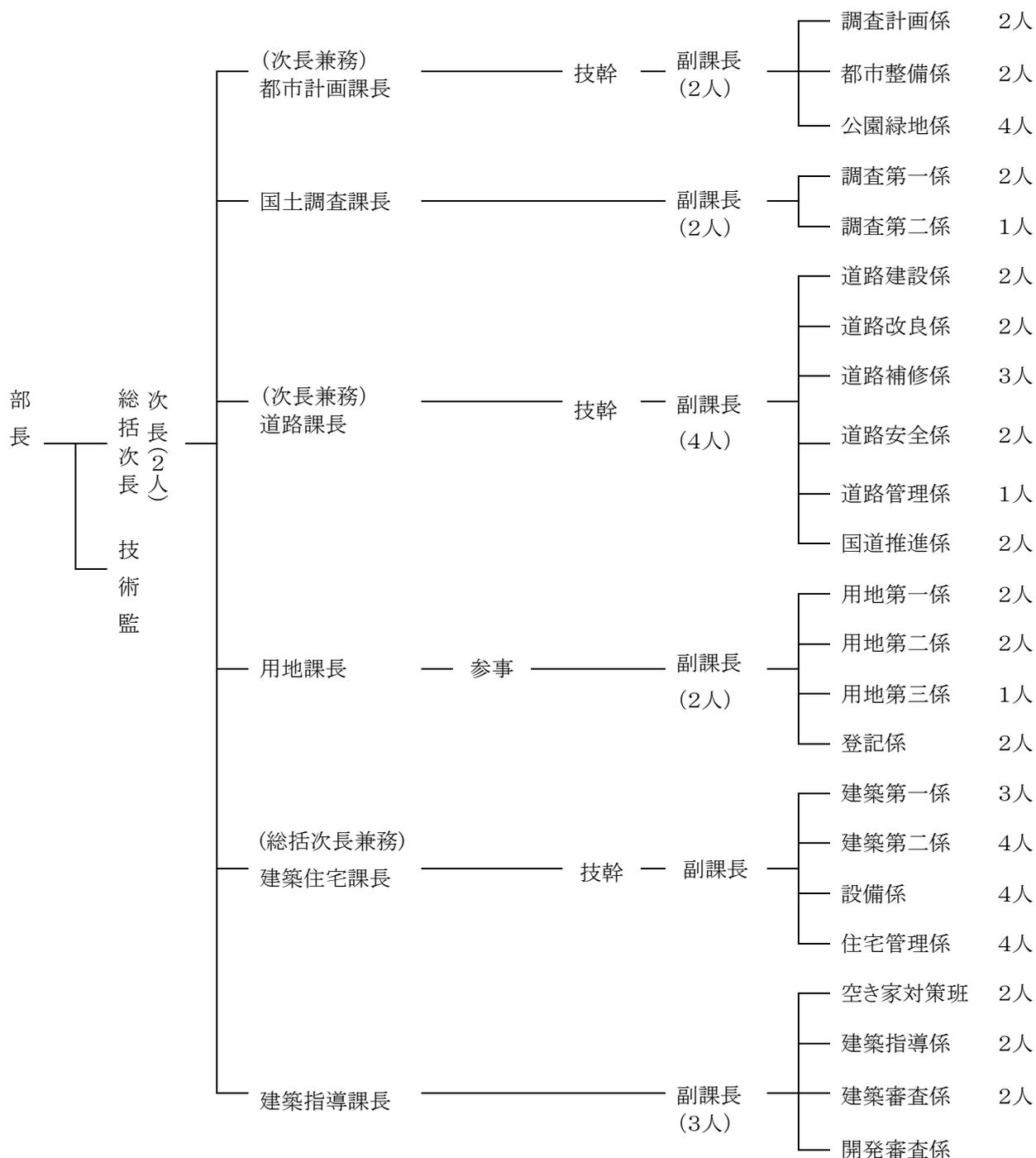
(5) 建築住宅課

- ア 市営住宅及び活性化推進住宅の建設並びに補修に関すること。
- イ 市有建築物の建設、補修及び点検に関すること。
- ウ 市営住宅及び活性化推進住宅の管理に関すること。
- エ 旧雇用促進住宅の管理等に関すること。

(6) 建築指導課

- ア 建築基準法の実施に関する事。
- イ 建築行政指導及び相談に関する事。
- ウ 開発許可申請等の審査に関する事。
- エ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の実施に関する事。
- オ 建築物の耐震改修の促進に関する法律の実施に関する事。
- カ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の実施に関する事。
- キ エネルギーの使用の合理化等に関する法律の実施に関する事。
- ク マンションの建替え等の円滑化に関する法律の実施に関する事。
- ケ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の実施に関する事。
- コ 都市の低炭素化の促進に関する法律の実施に関する事。
- サ 空家等対策の推進に関する事。

2 職員の配置状況 77人 (平成29年4月1日現在)



3 平成28年度に実施した主な事業

(1) 公園長寿命化対策事業

公園施設長寿命化計画に基づき、黒島海浜公園ほか5公園の園路、遊戯施設、管理施設及び便益施設について、改築・更新及びバリアフリー化を行い、公園利用者の利便性向上を図った。

<事業費> 61,003,870円

(2) 地籍調査事業 (※別子山地区含む)

迅速な災害復旧、円滑な公共事業の推進、固定資産税の公平な課税等土地の有効活用を図るため、地籍調査事業を実施した。

＜事業費＞ 53,888,259円

(3) 別子山地区市道整備事業

蔭地線は、幅員が狭小で路外へ転落の恐れや山からの落石などの危険があり、道路整備により地域住民の安全と利便の確保を図った。

大野線は、別子山竹ヶ市地区の住民の唯一の生活道路であり、主要地方道高知伊予三島線が被災した際のバイパス機能を果たす道路であることから、改良整備により地域住民の交通安全と利便性の確保を図った。

大湯線は、観光施設である「ゆらぎの森」へのアクセス道路であると共に、新居浜市地域防災計画で指定されている拠点ヘリポートへのアクセス道路にもなっており、改良整備により通行者等の交通安全と利便性の確保を図った。

＜事業費＞ 22,562,530円

(4) 市営住宅の住環境整備

市営住宅の安全性等を確保するために、耐震診断、耐震改修を実施した。平成28年度事業として、松原団地6-3、6-5、6-6号棟の耐震診断・補強設計を実施した。

＜事業費＞ 16,360,000円

(5) 公営住宅建替推進事業

老朽化した公営住宅の建て替えにより、安全性の確保、バリアフリー性能の向上等居住環境の整備を図った。平成27年度から28年度繰越事業として、治良丸南団地建替えに伴う既存建屋解体工事を実施した。

＜事業費＞ 188,326,400円

(6) 民間木造住宅耐震診断事業

民間による木造住宅の耐震診断の円滑な実施を支援し、建築物の耐震性の向上を図るため、診断費用の一部について補助を行った。

＜事業費＞ 4,370,000円

(7) 民間木造住宅耐震改修補助事業

民間による木造住宅の耐震改修の円滑な実施を支援し、建築物の耐震性の向上を図るため、設計・工事・監理費用の一部について補助を行った。

＜事業費＞ 10,520,000円

(8) 危険家屋除去補助事業

安全安心な生活環境の確保及び良好な地域景観の保全を図るため、老朽化等による危険な空き家を除却する者に対して、除却費用の一部について補助を行った。

＜事業費＞ 1,572,000円

4 使用料、手数料の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
公営駐車場使用料	10,935,200	10,935,200	0
公営駐輪場使用料	11,803,000	11,803,000	0
公園使用料	2,182,464	2,182,464	0
自動販売機設置使用料 (都市計画課分)	62,719	62,719	0
地籍調査成果交付手数料	6,000	6,000	0
屋外広告物許可申請手数料	1,584,700	1,584,700	0
用途地域等証明手数料	4,800	4,800	0
道路使用料	35,862,130	35,862,130	0
開発許可等手数料	2,714,470	2,714,470	0
建築確認手数料	7,464,700	7,464,700	0
自動販売機設置使用料 (市営住宅分)	390,544	390,544	0

5 市営住宅家賃等の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額	
家 賃	現年度分	310,773,770	298,038,049	95.9%	0	12,735,721
	滞納繰越分	54,124,775	14,984,903	27.7%	11,867,004	27,272,868
	計	364,898,545	313,022,952	85.8%	11,867,004	40,008,589
共益金	現年度分	37,080,802	35,118,432	94.7%	0	1,962,370
	滞納繰越分	18,246,732	3,802,947	20.8%	51,257	14,392,528
	計	55,327,534	38,921,379	70.3%	51,257	16,354,898
督 促 事務費	-	260,800	260,800	-	-	0

6 指摘事項及び回答内容 (回答は平成29年11月17日付け)

(1) 小規模公園等の維持管理について

市内各所に設置されている小規模公園や児童遊園地、ポケットパークなどの維持管理業務については、ほとんどが地元自治会等の各地域団体に委託されている。平成28年度は33件の業務委託契約を結び、各地域団体には清掃回数や最低賃金単価等をもとに積算された委託料が支払われているが、実際に除草やトイレ清掃等の管理業務を行っているのは、各地域団体の一部の関係者に限られているケースが多いとのことである。

これらの公園等は地域コミュニティ活動の拠点であり、各世代の人に親しまれている憩いの場所であることから、公園等を良好な状態で維持し、協働のまちづくりをさらに推進するうえからも、地域全体での活動として公園等の維持管理に取り組んでもらうことも望まれる。

今後においては、業務委託料の増額による対応のみではなく、こういった地域活動を行う意識の醸成が図られるような呼びかけを各地域団体に行うことなどにより、地域住民に愛着をもって自主的に管理してもらえるような方向性についても検討されたい。

(都市計画課)

<回答>

現在、街区公園や児童遊園地については、地元自治会等の各地域団体と保安全管理委託契約を締結し管理をお願いしておりますが、これら小規模な公園等におけるゴミ清掃などの保安全管理については、地域住民の利用が多いことから、公共施設愛護制度等の活用により、当該公園等を利用する地域住民の方が自発的に管理を行っていただける形が理想的であると考えております。そのため、今後、委託料の見直しを含め、地域の方が自主的に管理していただける公園等については、遊具などの公園施設の優先的整備を行うインセンティブ制度等の導入など、地域住民の方が愛着をもって自主的に管理してもらえるような方策について調査、検討を行ってまいります。

(2) 市営住宅の駐車場について

市営住宅の駐車場については、これまで場所の確保から管理に至るまで市は関与しておらず、マイカー所有者は団地内の適当な空き地もしくは団地外の駐車場に駐車してきたが、先般建て替え・新築された治良丸南団地では敷地内に住戸分以上の駐車場を整備し、利用者から駐車場使用料を徴することとなった。市内の公共交通網が十分整備されておらず、市民の多くがマイカーに頼らざるを得ない実情を鑑みると、既存の市営住宅についても建て替えを機に必要な駐車場を確保・整備していくことが望まれる。整備後の駐車場使用料のあり方と併せ検討を進められたい。

(建築住宅課)

<回答>

平成29年度に建設した治良丸南団地より、住戸分以上の駐車場を整備し、利用者から近隣の民間駐車場代の額を限度として、使用料を徴収しております。

既存の市営住宅につきましても、今後建て替えを行う際は、住戸分以上の駐車場を整備することとし、市が直接駐車場使用料を徴収することといたします。